

諮問実施機関：熊本県知事

諮問日：令和5年（2023年）6月23日（諮問第223号）

答申日：令和6年（2024年）8月30日（答申情第182号）

事案名：熊本県起業化支援センター投資有価証券の保有状況に関する文書の部分開示決定に関する件

答 申

第1 審議会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、一般財団法人熊本県起業化支援センター投資有価証券の保有状況に関する文書について、令和5年（2023年）2月24日に行った部分開示決定は、妥当である。

第2 諮問等に至る経過

- 1 令和5年（2023年）2月10日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、一般財団法人熊本県起業化支援センター投資有価証券の保有状況<投資先別>（R4.3.31時点）（以下「対象文書」という。）について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 令和5年（2023年）2月24日、実施機関は、本件開示請求の対象文書について、一部を開示する決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 令和5年（2023年）4月17日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して本件処分を不服とする審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 令和5年（2023年）6月23日、実施機関は、本件審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「当審議会」という。）に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、全部開示するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、審査請求書、反論書、意見書及び口頭意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

(1) 投資先法人名の不開示について

- ア 実施機関は、一般財団法人熊本県起業化支援センター（以下「センター」という。）が保有する投資有価証券の投資先法人名について、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるとして条例第7条第3号アの規定を根拠に不開示としたが、これは誤りである。
- イ 条例第7条第3号アの規定が想定しているのは知的財産や技術情報などの営業秘密であり、法人名を公開するだけではそれらの営業秘密は流出しない。
- ウ センターが投資した法人の登記には発行済みの株式数が記載されている。また、全ての株式会社は会社法の規定により決算公告が義務付けられており、公告される貸借対照表には純資産額が記載されている。こうした公開情報から、当該法人の経営が悪化していることや、減損処理の対象になっていることは推認可能であり、開示請求に対し法人名を不開示とすることには合理的な理由がない。「積極的に情報公開を進める」とする県のスタンスにも反する。さらに、業績が悪化していない法人すら黒塗りにするのは合理的とはいえない。
- エ 実施機関は、センターの投資原資の64.9%に当たる5億円を負担しており、事実上の債権者である県民には、その投資が妥当だったのか知る権利がある。また、法人名の不開示は、投資先の業績が伸びたケースと伸びなかったケースを両方公開して県民に議論してもらおうという県民の政治参加を阻害するものでもある。センターの投資先34法人のうち経営が悪化している6法人の企業名が開示されなければ、センターの投資が成功しているかどうか判断することはできない。公文書は県民のものであり、県政による判断を評価するために県民が文書の開示を受けることが必要である。
- オ 一般的に、株式の実質価格が取得原価の50%を下回った場合、減損処理の対象となる。実質価格が50%を下回っているかどうかは当該法人にとっては既知の事実であり、減損処理される可能性について当然認知しているはずである。
- カ 投資先法人の経営が悪化し、買戻しが困難になるケースについて、センターは県議会に提出する経営状況報告書に額と件数のみを記載することとしており、倒産した投資先法人名が公になることはない。対して、中小企業の組合などに土地購入費等を融資する中小企業高度化資金は、融資先の経営不振で貸付金が回収困難になり債権放棄する場合、法人名を記載した関連議案を県議会に提出し承認を得なければならない。税金を原資とした事業者支援であるにもかかわらず、融資制度の違いによって法人名を開示するか否か

が異なるのは不合理である。議会で法人名が公開されないならなおさら、県民からの開示請求に対し投資先法人名を開示すべきである。

(2) 行政文書部分開示決定通知書（以下「決定通知書」という。）への第7条第3号アに該当する理由の記載について

決定通知書には、法人名を公開することが条例第7条第3号アに該当し、当該法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることの詳細な理由が記載されていない。

このことは、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し当該処分の理由を示さなければならないとする熊本県行政手続条例第8条の規定に反している。昭和60年の最高裁判決も、行政処分を出す場合に該当する規定を挙げるだけではなく、どのような事実関係を認定してその規定に該当するか具体的に記載しなければ理由付記の要件を欠くとの見解を示している。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書等によると、おおむね次のとおりである。

1 センターの資金提供事業について

(1) 事業概要について

「新しい技術」や「新しい商品・サービス」に関わる事業成長性が見込める新規起業者及び新分野進出企業に対し、株式及び新株予約権付社債の引受（投資）による資金提供を行う事業である。熊本県内における新産業の創出や新たな事業展開の一助となり、もって熊本県経済の発展と雇用機会の創出に寄与することを目的としている。

株式の引受においても、社債の引受においても、主に株式の単価、発行総額、株式の発行数、株式の保有期限（社債の償還期限）及び処分方法、株式の処分価額等を内容とした契約を締結する。

設立当初のセンターの投資原資の総額は7.7億円であり、出捐元は、「実施機関、肥後銀行、熊本銀行」である。実施機関からセンターに対しては、総額7.7億円の64.9%に当たる5億円を出捐金として支出している。

(2) 保有株式等の減損処理について

ア 減損処理の基準及び実施状況について

センターは、資金提供事業の実施に伴い保有した株式等について、日本公認会計士協会が定める「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、センターで非公開の減損処理基準を設定し、減損処理を実施している。

なお、減損処理の実施状況は、当該処理がセンター内における内部的な会計処理であることから、公開はしていない。

イ 減損処理の手順について

センターが、投資先企業の決算のタイミングで決算書等を確認し、センターの減損処理基準に該当する案件については、投資先企業へのヒアリングに基づく今後の取引拡大の見込みや資本関係強化の見込み等、当該企業の今後の経営に影響する様々な非公開情報を勘案した上で、公認会計士との協議を行い、最終的に外部有識者で構成する理事会での審議において、回復可能性等の有無を投資先企業毎に個別に判断し、減損処理を行うか決定している。そのため、引受価額及び引受時実質価額から50%以上下落したにもかかわらず、減損処理を実施しなかった事例が生じている。

なお、センターが行う減損処理に係る一連の過程において、実施機関の関与はない。

ウ 現在帳簿価額の定義及び算出方法について

対象文書における「現在帳簿価額」とは、資料を提出した時点（R4. 3. 31）においてのセンターの帳簿上に記載している金融資産の価額であり、減損処理未実施の企業については、「現在保有株数×当初引受時株価（社債の場合は引受額）」と同額であり、減損処理実施の企業については、備忘価格として1,000円と設定している。

なお、現在帳簿価額が1,000円未満の企業は、帳簿価額を1,000円に設定する減損処理実施後、当該企業より分割買戻しが行われ、当初保有株式数と分割買戻し株式数の割合に応じ、帳簿価額1,000円から減額しているものである。

エ 減損処理が対象法人の貸借対照表及び損益計算書に計上される額に及ぼす影響について

センターの減損処理は、センター内での内部的な会計処理であるとともに、株式等の有価証券を対象とした処理である。センターが対象法人の有価証券を引き受けることで、対象法人に現金が供給される。その際、対象法人の貸借対照表上において、株式の場合は「資産の部／現金」及び「純資産の部／資本金」に取得原価と同額が計上される。同様に社債の場合は、「資産の部／現金」及び「負債の部／社債」に取得原価と同額が計上される。

現金は株式等の有価証券とは異なり、企業の経営状況等により変動する性質のものではないため、センターの減損処理に連動して、対象法人が自社の資本金・社債の額を減額することはない。

オ 減損処理の戻入れについて

公益法人会計基準の適用範囲については、「公益法人会計基準に関する実務指針」（以下「公益法人実務指針」という。）で定められており、その適用範囲の一つとして「整備法第123条第1項に定めのある移行法人（以下「移行法人」という。）」が規定されている。

センターは移行法人であるため、公益法人会計基準及び公益法人実務指針の規定を適用している。

公益法人実務指針のQ47に基づき、減損処理を行ったものについては戻入れを行わないこととなっているため、センターは戻入れを行っていない。

（3）資金提供事業に関して公開している情報について

センターのHP上に、投資先企業が希望する場合に限り、企業名、業種、所在地、企業HPのURL、企業紹介を掲載している。

また、センターは一般財団法人であり、且つ実施機関から基本財産（資本金、基本金、その他これらに準ずるもの）10.02億円の49.9%にあたる5億円の出捐を受けている。このため、実施機関は、地方自治法第221条第3項及び第243条の3第2項の規定に基づき、センターから「経営状況報告書」を徴取し、毎年9月に県議会に対して、センターの事業実績や決算状況等の報告を行っている。

「経営状況報告書」には、資金提供事業の概要、前年度に投資した①投資先企業名、②所在地、③投資額、④社債・株式の区分、⑤投資が決定した年度と実際に投資を行う年度を記載している。併せて、保有株式等の処分内容として、前年度に行った保有株式等の減損処理の合計額を記載している。当該書類は、議会後県HP上に過去2年分が公表されている。

2 法人名を不開示とした理由について

センターが実施する減損処理については、センターの経営状況を正確に示すことを目的として行われる内部的な帳簿上の処理であり、減損処理の対象となった法人自身も、減損処理が行われた事実を知り得ない。また、センターの減損処理は、その処理基準において、引受時実質価額の下落割合を目安の一つとしているものの、現時点での決算状況に加えて、今後の回復可能性を検討した上で処理の是非を総合的に判断している。しかし、ベンチャー企業の成功は推測が難しく、実際に減損処理が行われた法人であっても、後に業績が回復した事例もある。

よって、減損処理実施の有無は、投資先法人が行う決算公告等の公開情報のみで推測できるものではない。

さらに、センターの投資については、原則として設立後10年以内の企業であること、また、10年を経過している企業であっても、新分野の事業への進

出後3年以内である企業、事業（以下「企業等」という。）を対象としており、新規性や独自性、持続性が認められ成長が見込まれるものの、まだ資金力や資金調達力が弱い企業等を公的機関が支援することで、企業等の信用性を高め、他からの投資の呼び水となっている。実際、センターの投資をきっかけに、他の機関からの投資を得られた企業等もある。また、近年は株式投資型クラウドファンディングとして、インターネットを通じて資金調達を行うベンチャー企業も増加しており、従来と比較し報道等の影響を受けやすくなっている状況もある。

それにもかかわらず、公的機関が報道機関などの第三者に減損処理対象法人名の情報を提供し、社会に公表されることになれば、公的機関発出の情報ということで、より信頼性が高い情報として強い影響力を持つことが予想され、減損処理対象法人の業績が回復する可能性を阻害する危険がある。

投資先企業にとって、センターは投資元の一つに過ぎず、センター以外にも当該企業の有価証券を所有している法人等が存在しているケースもあるにもかかわらず、数ある投資元のうちの一投資元の内部処理上の評価が、当該企業の世間一般的な評価であるとの誤解を招き、当該企業に対する「信用不安」が生じ、以下の①～⑩のような問題が発生する蓋然性がある。

- ①当該企業の社会的信用の低下
- ②取引のある関連企業からの契約の打ち切り
- ③当該企業の営業活動における成約率の低下
- ④取引条件の悪化（支払い猶予期間の短縮等）
- ⑤事業拡大のため、新たに設備投資を行うにあたり、既に決定していた金融機関からの融資の停止
- ⑥当該企業からの投資元の撤退
- ⑦新たな投資を受けにくくなり、資金調達が厳しくなる
- ⑧当該企業の採用活動の低迷
- ⑨従業員のモチベーションの低下
- ⑩優秀な人材の離職率の上昇

以上のことから、減損処理対象法人名を公表することは、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断されるため、「法人名の欄」については条例第7条第3号アの規定に該当する不開示情報であると判断した。

3 その他（中小企業高度化資金貸付制度について）

中小企業高度化資金貸付制度とは、中小企業で組織する事業協同組合等が行う工場・店舗等の集団化、事業の共同化、商店街のアーケード整備事業などに対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構と県が資金を拠出して長期かつ低利（事業メニューによっては無利子の場合もある）の条件で、県が事業協同組合等に対して直接融資を行う制度である。

対して、センターの資金提供事業は、実施機関等からの出資金を原資としているものの、事業の実施主体はセンターである。

第5 審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件処分の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 基本的な考え方

条例は、県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるようにすることを制定の動機とするものであるから、行政情報は原則開示との考え方に立っている。しかしながら、一方で、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示することの利益と開示しないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、条例では、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、その不開示情報が記録されていない限り、開示請求者に対し、開示請求に係る行政文書を開示する義務を負うとの原則開示の基本的な考え方を定めている。

2 本件処分の対象文書について

当審議会において対象文書を見分したところ、対象文書は、令和4年3月31日時点でセンターが保有している投資有価証券を投資先法人別に一覧にした表であり、投資先法人ごとに1から34まで番号が付され、それぞれ①「法人名」（投資先法人名）の欄、②「現在保有株数×当初引受時株価（社債の場合は引受額）」の欄及び③「現在帳簿価額」の欄の各項目から構成されていると認められる。

なお、最終行には「現在保有株数×当初引受時株価（社債の場合は引受額）」の合計額及び「現在帳簿価額」の合計額が記載されている。

実施機関は、①欄ないし③欄のうち、①欄を条例第7条第3号アに該当するとして不開示としている。

また、対象文書に記載された34法人のうち、6法人の「現在帳簿価額」が「現在保有株数×当初引受時株価（社債の場合は引受額）」に比較して著しく低くなっており、その「現在帳簿価額」は300円が1件、700円が1件、1,000

円が4件となっている。結果として、これらの6法人が減損処理された法人である。

3 本件処分の妥当性について

(1) 条例第7条第3号ア該当性

ア 条例第7条第3号アにおいて規定されている「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」とは、熊本県情報公開条例解釈運用基準において、知的財産や技術情報などの営業秘密のみに限らず、公にすることにより、法人等の社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由が損なわれると認められる情報をいい、必ずしも経済的利益や競争上の概念でとらえられないものを含むものと解されている。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

イ センターは、公益法人会計基準に基づいた会計処理を行っており、過去に減損処理の対象となって、その後業績が回復した法人であっても現在帳簿価額に業績回復を反映させる戻入れを行っていないため、現在帳簿価額は備忘価格である1,000円のままとなる。

さらに、減損処理された法人で、その後業績が回復し、契約期間満了後に分割買戻しを実施しているものについては、当初投資額に見合った額で買戻しを実施しているにもかかわらず、現在帳簿価額は備忘価格から当初投資株数中の分割買戻し株数の割合に応じた額を減額した額となる。結果として、当該法人の現在帳簿価額は、300円、700円となっており、一見すると当初投資額に見合った額で買戻しを実施している実態とはかけ離れた現在帳簿価額が記載されることとなっている。

それにもかかわらず、実施機関が、センターが減損処理を行った法人を含む全ての法人名を開示した場合、減損処理の対象となった法人については、一律に「現在帳簿価額が著しく低くなった法人であり、当該法人の経営状況は悪化している」との誤解を招く可能性が高い。このため、投資元の一つであるセンターの内部処理である減損処理の結果が、実施機関発出の信頼性のある情報として公になることにより、少なくとも当該法人に対する信用不安が生じる蓋然性が高く、この蓋然性は法的保護に値する。よって、減損処理された法人の名称を開示することは、対象法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

ウ 減損処理されていない法人であっても、契約期間が満了していないものについては、現在帳簿価額、「現在保有株数×当初引受時株価（社債の場合は引受額）」及び当初投資額は同額である。これらは、県議会への経営状況報告にお

いて公にされた投資額と同額であり、その際に投資先企業名として法人名も公開されている。

それらの法人名は、既に公になった情報であるものの、開示した場合、県議会への経営状況報告で公開された情報と対象文書に記載された情報とを組み合わせ、当てはめることにより、減損処理された法人名が判明してしまう結果となる。

よって、減損処理された法人だけでなく、減損処理されていない法人についても、その法人名を開示した場合、減損処理された法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

エ 本件処分における不開示情報は、法人の事業活動によって危害等（公害、薬害等）が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、危害等の未然防止、拡大防止又は再発防止を図り、その危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると判断される条例第7条第3号ただし書の情報には該当しない。

以上のことから、対象文書中の「法人名の欄」は条例第7条第3号アの不開示情報に該当する。

(2) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、条例第7条第3号アの規定が想定しているのは知的財産や技術情報などの営業秘密であり、法人名を公開するだけではそれらの営業秘密は流出しないと主張する。

しかしながら、同号アにおいて規定されている「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」は、公にすることにより法人の社会的信用、社会的評価等が損なわれると認められる情報をいい、知的財産や技術情報などの営業秘密に限定されるものでないことは、前記3（1）ア記載のとおりである。

イ 審査請求人は、株式会社の登記には発行済みの株式数が記載され、また、株式会社に義務付けられている決算公告で公開される貸借対照表には純資産額が記載されていることを理由として、開示請求に対し法人名を不開示とすることには合理的な理由がないと主張する。

しかしながら、センターの減損処理は内部的な会計処理であって、減損処理の結果としてのセンターの「現在帳簿価額」と当該法人（株式会社）が公告する貸借対照表の純資産額とは異なるものであるため、当該法人の発行済み株式数や貸借対照表上の純資産額が明らかになっているからといって、センターの会計処理によって減損処理された法人名を開示していいことにはならない。

審査請求人は、さらに「一般的に、株式の実質価格が取得原価の50%を下回った場合、減損処理の対象となる。実質価格が50%を下回っているかどうかは当該法人にとっては既知の事実であり、減損処理される可能性について当然認知しているはずである。また、決算公告等の公開情報から減損処理の対象となっていることは推認可能である。」と主張する。

しかしながら、減損処理される法人が自らの株式が減損処理されていることを認知あるいは推認していたとしても、そのことと、減損処理されていることが公開されることとは全く異なる問題である。仮に当該法人が自らの株式が減損処理されていることを知っていたとしても、そのことを公にされ、社会的信用等が損なわれることが当該法人の正当な利益を害するものであることには変わりはない。

ウ 審査請求人は、中小企業高度化資金貸付制度においては、融資先の経営不振で貸付金が回収困難になり債権放棄する場合、法人名を記載した関連議案を県議会に提出し承認を得なければならない結果、当該法人名が明らかになるのに、センターの資金提供事業においては法人名が開示とされるのは不合理であると主張する。

しかしながら、中小企業高度化資金貸付制度は、県が実施主体として事業協同組合等に対して直接融資を行うものであるのに対し、センターの資金提供事業は、実施機関からの出捐金を原資の一部としてはいるものの、あくまでも県とは別法人の一般財団法人であるセンター（センターの基本財産についての実施機関の出捐割合は49.9%にとどまるし、投資原資についての実施機関の出捐割合も64.9%である。）が実施主体として行うものであるから、両者を同一に論じることはできない。

エ 審査請求人は、「センターの投資先34法人のうち経営が悪化している6法人の企業名が開示されなければ、センターの投資が成功しているかどうか判断することはできない。」旨主張する。

もとよりセンターの投資原資のうちの大きな割合を占めるのは実施機関からの出捐によるものであるから、その投資が成功しているかどうかを知ることは県民にとって重要な意味があるし、「積極的に情報公開を進める」必要があることも間違いがない。

しかしながら、前記1で示したとおり、一方で、情報公開においては、個人、法人等の権利利益等も適切に保護すべき必要があり、開示することの利益と開示しないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある。

これを本件についてみるに、減損処理された法人にとって、自らの株式についてセンターの現在帳簿価額が1,000円、700円あるいは300円と記載されているというだけでも社会的信用が著しく低下し、その正当な利益が害

されるおそれがあるのに、前記3(1)イ記載のとおり、その現在帳簿価額が、業績が回復し、分割買戻しを実施しているという実態とかけ離れたものになっている場合には、その正当な利益が害される程度には甚だしいものがある。他方、このようにセンターの現在帳簿価額が実態とかけ離れたものである可能性がある以上、これを開示しても必ずしもセンターの投資が成功しているかどうかを知ることはできない。よって、本件においては、減損処理された法人名を開示する利益より、当該法人を保護すべき利益の方が大きいと考えざるを得ない。

オ 理由の付記について

次に、本件処分のうち、不開示部分を開示しないこととした根拠規定を適用する理由の付記について判断する。

熊本県行政手続条例（平成7年10月2日条例第53号。以下「行政手続条例」という。）第8条第1項は、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。」と規定している。

一般に、理由提示の制度は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものである。この趣旨に照らせば、決定通知書に記載すべき理由としては、開示請求者において、不開示とされた箇所が条例第7条各号の不開示事由のいずれに該当するのかが、その根拠とともに了知し得るものでなければならない。

本件処分において、実施機関は、法人名の欄を不開示とした理由について、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」と決定通知書に記載している。

これについて、審査請求人は、決定通知書には、法人名を公開することが条例第7条第3号アに該当し、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることの具体的な理由が記載されていないと主張している。

しかしながら、前記2に記載のとおり、本件処分は、対象文書のうち、投資先法人の株式等についての②「現在保有株数×当初引受時株価（社債の場合は引受額）」の欄及び③「現在帳簿価額」の欄を開示しつつ、①欄の「法人名」を不開示とするものである。このように②欄で現在保有株数×当初引受時株価（社債の場合は引受額）が、③欄で現在帳簿価額（減損処理された場合には1,000円、700円あるいは300円という価額）が明らかにされた上で、①欄で当該法人の名称が不開示とされている以上、その不開示の理由が「減損処理によって現在帳簿価額が1,000円、700円あるいは300円という価額になっていることを公にされることにより当該法人の社会的信用を低下さ

せ、その正当な利益を害するおそれがあるから条例第7条3号アに該当する」という処分の理由は了知され得る。

この点、審査請求人が指摘する昭和60年（1月22日）の最高裁判決（一般旅券発給拒否処分取消等請求事件）は、処分の理由提示に不備があったとして一般旅券の発給拒否処分自体を違法としたものであるが、同判決は、「一般に、法律が行政処分に理由を付記すべきものとしている場合に、どの程度の記載をなすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法律の規定の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきである」とした上で、一般旅券の発給を拒否した処分の理由として、「前各号に掲げる者を除く外、外務大臣において、著しく且つ直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行う虞があると認めるに足りる相当の理由がある者」という旅券法の規定に該当する旨が付記されただけでは、申請者において発給拒否の基因となった事実関係を通知書の記載自体から知ることはできないとして、理由付記の要件を欠き違法としたものである。しかるに、本件においては、投資先法人の現在帳簿価額が減損処理によって1000円、700円あるいは300円という価額になっていることが当該法人の社会的信用を低下させる事実であることは明らかであるから、この部分の不開示処分の基因となった事実関係は、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」との決定通知書の記載自体から了知することができ、処分の理由を相手方に知らせて不服申立に便宜を与えるという行政手続条例の趣旨に照らし、欠けるところはない。よって、理由の記載の程度が違法ということとはできない。

なお、その後の平成23年6月7日の最高裁判決（一級建築士免許取消処分等取消請求事件）も、処分の理由提示が行政手続法の要件を欠き、建築士の免許取消処分を違法であるとしているが、この判決も、前記判決と同様に、どの程度の理由を提示すべきかについて、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきであるとした上で、建築士に対する懲戒処分については、処分基準が公にされており、しかもその内容は多様な事例に対応すべくかなり複雑なものになっていることに着目して、このような場合には、処分の原因となる事実及び処分の根拠法条に加えて、当該処分基準の適用関係が示されなければ、処分の名宛人において、いかなる理由に基づいてどのような処分基準の適用によって当該処分が選択されたかのかを知ることは困難であるのが通例であるから、理由提示としては十分でないとしたものである。しかるに、本件においては、そのような「処分基準」は存在せず、前記のとおり、不開示部分が当該法人の社会的信用を低下させ、その競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは、決定通知書の記載自体から了知することが可能である。したがって、この平成

23年の最高裁判決の法理からしても、本件における理由の付記が違法ということにはならない。

もっとも、減損処理された法人の名称が不開示とされた理由については了知可能といえるところとしても、減損処理されていない法人の名称を公にすることが、どのような法人の正当な利益を害するおそれがあるのかについては、もう少し丁寧な説明があつてしかるべきであつたといえる。すなわち、実施機関としては、減損処理されていない法人名を公にするときには、県議会への経営状況報告で公開された情報と照らし合わせることにより、減損処理された法人がどの法人であるかが判明してしまい、減損処理された法人の正当な利益を害するおそれがあることを説明すべきであつたと考える。

そこで、実施機関においては、今後は、理由の付記について、行政手続条例第8条第1項の趣旨に照らし、その処分の内容の理解に資するよう、より丁寧な説明をするように心がけられたい。

4 まとめ

以上のことから、対象文書中の「法人名の欄」は条例第7条第3号アの不開示情報に該当し、本件処分の理由の付記については、適切さを欠いた部分もあるものの、それを理由に本件処分を取り消しとするまでのものではないため、本件処分は妥当である。

5 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和5年（2023年）6月23日	・ 諮問（第223号）
令和5年（2023年）10月24日	・ 審議
令和5年（2023年）11月21日	・ 審議
令和5年（2023年）12月20日	・ 口頭意見陳述

令和6年（2024年）	1月24日	・実施機関からの説明聴取、審議
令和6年（2024年）	2月21日	・審議
令和6年（2024年）	3月27日	・審議
令和6年（2024年）	4月24日	・審議
令和6年（2024年）	5月22日	・審議
令和6年（2024年）	6月26日	・審議
令和6年（2024年）	7月24日	・審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会

会 長 馬場 啓

委 員 甲斐 郁子

委 員 齊藤 信子

委 員 関 智弘